

企画競争説明書

(QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：モンゴル国実践的教育機会を通じた工学系人材育成に係る情報収集・確認調査(QCBS - ランプサム型)

調達管理番号：23a00845

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年2月7日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2024年2月7日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称: モンゴル国実践的教育機会を通じた工学系人材育成に係る情報収集・確認調査 (QCBS-ランプサム型)

(2) 業務内容: 「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4) 契約履行期間(予定): 2024年4月 ~ 2027年3月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後): 契約金額の13%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降): 契約金額の13%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

3) 第3回(契約締結後25ヵ月以降) : 契約金額の13%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Enkhat.Khulan@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東・中央アジア部 東アジア課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年2月13日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年2月22日 12時
3	質問への回答 2月15日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年2月20日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2024年2月28日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年3月5日 12時
7	プレゼンテーション	行いません
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年3月18日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先 : https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記4.（3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書 (含む内訳書) にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ) は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4 (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2) ~ 3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書) 及び別提案書

- ① 宛先： e-koji@jica.go.jp
- ② 件名： (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

- ③ 本文：特段の指定なし
 - ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
 - ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- (4) 提出書類
- 1) プロポーザル・見積書
 - 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不**

合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100 点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札

システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023 年 11 月から 2024 年 1 月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4 月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけると幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

モンゴルの主要産業は同国のGDPの24%、輸出額の84%を占める鉱物資源（モンゴル統計局、2022）であるが、成長する鉱物産業の傍らで国内製造業は未発達で、日用品含め輸入比率はGDP比61%（世界銀行、2021）に上る。モンゴル政府は単一産業依存型経済から脱却するため、ポストコロナの経済回復に係る優先課題に対する方針をまとめた「新再生政策」（2021年12月）を発表し、6つの優先課題のうちの1つに産業の再生として、製造業の高付加価値化と主力産業の創出、またそれらを担う高度技術者の育成を掲げている。教育・科学省が実施した調査（2022）では、今後10年間で技術者が39,000人必要と試算され、即戦力となる人材育成が求められている。

モンゴル国内で高度技術者育成を担う教育機関として、4年制大学の工学部と、5年制の高等専門学校（以下「高専」という）がある。主要な4年制大学としては、モンゴル国立大学、科学技術大学、生命科学大学があり、高専は、国立科学技術大学附属高専、工業技術大学附属高専、新モンゴル学園高専などウランバートル市内に3校、その他地方部に3校ある。高専は、日本式高専カリキュラムをモデルとしており、技術教育と共に日本語も必修科目として設定されており、過去の卒業生（2023年6月現在約530名）のうち約3割が日本企業へ就職している。

日本企業は多くの産業で人材不足が慢性的な課題であり、また事業の海外展開を検討する際にはグローバル人材が不足している。外国人従業員活用が急務である一方で、採用活動やそのための広報活動、また採用後の人事制度設計が実行できていない企業が多く存在する。日本企業にとって工学系外国人材の採用をすることは、単に人材の確保に留まらず、グローバルでの競争力強化、社内人材の多様性拡大、イノベーション創出力強化につながると考えられる。

第2条 調査の目的と範囲

（1） 調査の目的

モンゴルの産業振興を牽引する工学系人材育成、特に実践的技術習得に関する支援方針検討のために、基礎情報を収集・整理し支援アプローチを検証する。モンゴル国内の人材育成、産業人材のスキル開発状況、日本国内の人材ニーズについて情報収集を行い、パイロットプロジェクトを通じモンゴル人工学系人材（学生）の日本企業への就労可能性、その後還流人材として自国の産業振興に資するモデルルートの確立等に関して支援アプローチの検討を行う。

(2) 調査の範囲

モンゴル国及び日本国を調査対象国とする。モンゴル国内は、主要教育機関の所在地であるウランバートル市を中心に調査を実施し、日本国内では本調査及びモンゴル人材受入趣旨に賛同する自治体・民間企業等を JICA が選定する。

対象とする人材層は、日本において人材ニーズが高く、モンゴル国の産業振興政策と合致する工学系分野の高度人材とする。ゆえに「高度専門職」「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を有する者を中心に調査し、「技能実習」や「特定技能」の在留資格を有する者は調査対象としない。

対象とする教育機関は、工学系高等教育機関とする。主に4年制大学と高等専門学校を想定し、職業訓練校は調査対象としない。

第3条 調査の内容

(1) 工学系高等教育機関の現状

- ・生徒数、カリキュラム、日本語教育の状況、卒業生の進路・就職状況
- ・受験者数推移、志願者のニーズ、学習レベル

※第1条に記載の大学3校及びウランバートル市内の高専3校について調査する。

(2) 工学系高等教育機関におけるキャリア教育

- ・キャリアカウンセラーの配置状況、キャリア教育実施内容、授業数
- ・既存の本邦インターンシッププログラムの実施状況、選考方法、費用負担、参加者数、参加者のニーズ、企業側のニーズ、課題
- ・モンゴル国内インターンシッププログラムの実施状況、選考方法、費用負担、参加者数、参加者のニーズ、企業側のニーズ、課題
- ・職業訓練・体験に関するモンゴル国内の政府規制（職業体験内容、費用負担等）

※第1条に記載の大学3校及びウランバートル市内の高専3校について調査する。

(3) モンゴルの日本語教育

- ・工学系高等教育機関（大学及び高等専門学校）での現状と課題
 - ・日本語学校の現状と課題
 - ・カリキュラム、日本語教育レベル、教師の質、教え方、学び方、学習成果の評価等
- ※JICA が指定する1～2機関に対してヒアリングを行いまとめる

(4) モンゴルの海外労働者送出

- ・海外労働者送出にかかる現状（主な送出国、分野、人数、法制度、送出フロー）
 - ・日本への労働者送出の現状や送出促進にかかる課題・ボトルネック
- ※JICA が指定する1～2機関に対してヒアリングを行いまとめる

(5) 在日モンゴル人の就労状況及びキャリア意識

- ・出身教育機関、滞在年数、就労分野、在留資格種別、転職経験、年収
- ・来日中の就労面、生活面における課題
- ・来日決定、就労先企業決定における意思決定の主要因
- ・中長期的なキャリアプラン（帰国予定を含む）

※10名を目安に、効果的な支援アプローチ検討に必要な数のアンケートまたはヒアリングを行いまとめる。調査対象者はJICAから推薦することも可能。

(6) 日本で就労経験のある在モ・モンゴル人の帰国後キャリア

- ・出身教育機関、滞在年数、就労分野、在留資格種別、転職経験、来日中の年収、帰国後の年収
- ・来日中の就労面、生活面における課題
- ・来日、就労、帰国の各フェーズの決定要因
- ・帰国後の就労分野、就労にあたっての課題、日本語使用の有無、業務上での日本との関係性の有無

※10名を目安に、効果的な支援アプローチ検討に必要な数のアンケートまたはヒアリングを行いまとめる。調査対象者はJICAから推薦することも可能。

(7) 工学系モンゴル人材を雇用する日本企業のニーズ

- ・モンゴル人材をどのように知ったか
- ・モンゴル人材の雇用目的及び採用プロセス
- ・モンゴル人または外国人材雇用のために追加・変更等した社内制度・取組等・モンゴル人または外国人材のキャリア形成制度
- ・今後のモンゴル人または外国人材の採用方針

※10社を目安に、効果的な支援アプローチ検討に必要な数のアンケートまたはヒアリングを行いまとめる。調査対象者はJICAから推薦することも可能。

(8) パイロットプロジェクトを通じた本邦受入企業や自治体との連携可能性

- ・パイロットプロジェクト（本邦企業でのインターンシッププログラム、詳細は第4条を参照）に関する日モ双方からのニーズ、実施に当たっての障壁、適切なプログラムの実現可能性
- ・パイロットプロジェクトによる学生への教育効果
- ・受入先自治体及び民間企業における人材ニーズと外国人支援・就労の実態
- ・モンゴル人または外国人材採用後の社内の状況変化（社内制度、日本人社員の意識等）

(9) 協力アプローチの検討

- ・調査及びパイロットプロジェクトの実施結果を踏まえたJICAによる今後の協力アプローチの検討
- ・調査及びパイロットプロジェクトの実施結果を踏まえた、JICA以外の組織による関与方法の可能性検討

第4条 パイロットプロジェクトの内容

協力アプローチをより実践的に検討をするため、パイロットプロジェクトとして、本邦企業へのインターンシッププログラムを実施する。

(1) 概要

モンゴル国立大学・科学技術大学・生命科学大学、ウランバートル市にある3つの高専に在学するモンゴル人工学系人材（学生）を日本に招へいし、本邦企業での3週間程度のインターンシップ²を調査期間内に2回行う。対象学生は、渡航前にモンゴル国内で一定期間の渡航前研修（語学、ビジネスマナー等）を行う。

² 過去にインターンシッププログラム運営の実績があれば、その教訓と本件への活用についてプロポーザルで提案すること。可能な範囲で具体的なプログラム名称や取り組み内容も端的に記載すること。

(2) 想定される協力アプローチ案³

本調査実施にあたり、パイロットプロジェクトを通じて検討する協力アプローチとして以下の通り想定しており、これを念頭に調査を行うこと。

- ・本邦企業でのインターンシップ実施により、モンゴル人工学系人材（学生）の日本での就労及び日本企業について理解が深まる。
- ・外国人学生のインターンシップの受け入れにより、本邦企業の外国人採用意欲が高まる。
- ・モンゴル人工学系人材（学生）と日本企業の人材ニーズがマッチする。
- ・モンゴル人工学系人材（学生）が、卒業後に一定期間日本企業で就労することにより、モンゴルの産業振興を牽引する工学系技術者となる。

(3) インターンシップ実施時期

以下の時期での準備及びインターンシップの実施を想定する。なお、本邦渡航とインターンシップの期間は各回3週間程度を目安とするが、受入企業側と調整の上最終決定する。

	第一回	第二回
学生への説明会	2024年9月	2025年9月
事前エントリー ⁴	2024年10月	2025年10月
渡航前事前研修	2024年11月～2025年6月	2025年11月～2026年6月
告知・応募・選考	2025年3～6月	2026年3～6月
本邦渡航・インターンシップ	2025年7～8月のうち3週間程度	2026年7～8月のうち3週間程度
事後フォローアップ	2025年8～10月	2026年8～10月

(4) 対象学生と人数

モンゴル国立大学工学系学部、科学技術大学工学系学部、科学技術大学附属高専、モンゴル高専、新モンゴル高専に在籍する高専生、学部生、大学院生合計40名

(5) 受入れ先本邦企業・自治体

モンゴル人材活用やJICA事業に対して関心の高い自治体や本邦企業に対して派遣する。これらの自治体や本邦企業の選定はJICAが行う。受け入れ先自治体は3自治体程度を想定。

(6) 使用言語

日本語を基本とする。ただし、学生側と企業側のニーズが一致する場合には、英語でのインターンシップ実施も可能。ただし、事前研修で扱う言語は日本語のみ。

(7) 業務内容

- ① プロジェクト企画及び関係者調整：プロジェクト実施概要の検討及び関係者（教育・科学省、関連省庁、モンゴル教育機関、本邦自治体、本邦企業等）との協

³ 第2条（1）調査の目的及び第4条（2）想定される協力アプローチ案を確認のうえ、調査を通じて協力アプローチを検討していく手法とスケジュールをプロポーザルに記載すること。本案以外のアプローチ案が考えられる場合には、提案に含めてもよい。

⁴ 事前エントリーで参加表明した学生に対して渡航前事前研修を実施する。その後、インターン先情報等が出そろった段階で、告知・応募・選考を行い、実際の渡航学生を決定する。

議、参加企業募集及び情報の取りまとめを行う。企画の際には、モンゴル人材を対象に行われている先行の同様の事業内容を十分に確認し、特定学校・領域の学生を対象が過剰に集中するなど、他の事業に影響を与えないように十分に留意する⁵。企業選定は国内自治体が行うことを想定しているが、円滑に企業選定が行われない場合には、課題の解消の特定をし、企業選定が円滑に進むように支援する。

- ② 告知・応募・選考：学生への告知及び選考をモンゴルの学校側と連携して実施する。告知は説明会、ポスター等を想定。選考及びマッチングは、一次は書類審査、二次は面接（対面＋オンライン）を想定する。二次面接に際しては受入先本邦企業に対して1社1名の渡航を推奨する。マッチングは学生の専攻や希望を配慮した上で、最大限マッチング率が上がる工夫を検討する⁶。最終的にマッチング成立しない場合には学生側から本プログラムへの参加辞退を許可する。
- ③ 渡航準備：最終的に学生及びその家族に対し参加意思を確認し、未成年は保護者承諾を取り付け、学生の渡航準備を支援する。具体的には、受入先本邦企業及び学生の情報共有、航空券、宿泊、査証取得、保険等手配を行う（一部学生側の負担より支払うことに留意）。なお本業務は現地法人への再委託を認める。
- ④ 渡航前研修：渡航前に学生が受講するビジネスマナー研修（必須）及び語学研修（日本語レベルに応じて内容を検討）を用意し受講させる。なお本業務は現地法人への再委託を認める。
- ⑤ 本邦企業の受け入れ支援：受入先本邦企業の受け入れ体制支援、インターン内容に関する助言を行う。企業への支援についてはJICA国内拠点と連携して行う。事前準備及び実施のために、それぞれ3回の出張を想定（3地域×3回×2年の合計18回）。
- ⑥ 本邦企業の現地渡航：学生とのマッチングやモンゴル現地の教育水準視察のために受入予定企業の現地渡航を支援する。具体的には、現地渡航時の視察行程企画、日程調整、現地の同行（移動手段の確保含む）を行う。航空券や宿泊の費用負担は（8）費用負担を参照のこと。渡航に係る手配（航空券、宿泊等）は受け入れ企業が自ら行う想定。費用負担については（8）を参照のこと。
- ⑦ 学生の訪日受け入れ：来日中の学生の適応への支援、また滞在中にトラブルが発生した際には対応を行う。また来日時にオリエンテーション、帰国前に修了報告会を実施する。
- ⑧ 実施後フォローアップ：学生に対し本邦企業での就労意欲に関するヒアリングを行う。企業に対し事後アンケート及びヒアリングを行う。ただし本プログラムにおいて職業紹介またはそれ類似する行為は行わない。
- ⑨ 広報：モンゴル及び日本において、本プログラムの広報を行う。募集時にモンゴル国内外に案件の概要を発信し応募勧奨を行う他、モンゴル国内において、本インターンシッププログラムに参加した学生の体験談及び本プログラムの活動概要について、モンゴル国内及び受け入れ地域を中心にした日本国内外で広報し、JICAの高等教育及び民間セクター開発への支援を広報する。日本国内の広報については、JICA広報部及び地域を管轄する国内拠点や広報担当と連携して進める。

⁵パイロットプロジェクトでは、モンゴル側省庁及び教育機関との折衝、渡航前研修、渡航準備、帰国後フォローアップ等の現地業務が想定されこれらを効率的かつ効果的に実施することが求められる。現地体制は具体的かつ精緻に提案が可能な場合はプロポーザルで提案すること。

⁶ 学生と受入先本邦企業のマッチング率を高める具体的な工夫について、プロポーザルで提案すること。

(8) 費用負担

・受益者負担の観点から、インターンシッププログラムの参加費用の一部は学生負担とする。参加する国際航空券の半額、海外旅行保険、インターンシップ保険、査証申請費用を学生負担とし、国際航空券の半額、国内宿泊費、国内移動費は本調査費用から支弁する。学生に対し日当の支給はしない。なお学生の自己負担項目・金額は、他主体が実施している同様のプログラムの費用条件を調査し、不利益が生じないように変更する可能性がある。

・受け入れ企業側には現地視察に係る渡航費（国際航空券・宿泊費）を、各回8社分を本調査費用より支弁する。各社に対して本調査より費用支弁をするのは最大1名とするが、自社負担での追加人員の渡航を妨げるものではない。また視察に係る渡航費以外の費用が発生する場合でも、受益者負担の観点からJICAからは支弁せず、自己負担とする。

・学生が来日する際、引率のためにモンゴルの学校教員を同行させる。渡航費（国際航空券含む）は各回3名分を本調査から支弁することとし、引率する教員の選出等を各学校に対し依頼し、適切な教員が選定されるよう支援する。

第5条 調査実施の留意事項

(1) 具体的な提言や協力アプローチ案の検討

本調査を通じて、モンゴル工学系人材と日本側関係者（JICA、自治体、企業等）の連携強化につながる協力アプローチ案導出を目指す。提言するアプローチの実施主体はJICAに限らず、自治体、民間企業、現地教育機関等多様なプレイヤーによる支援実施の可能性を念頭に置き、その中でJICAが果たせる役割について提言する。また、具体的な提言には、本邦企業が今後外国人材を受け入れるために、本邦企業や仲介する自治体、協力団体が取るべき施策や企業によるグッドプラクティスを取りまとめる。

(2) パイロットプロジェクトによる検証

関係者からのヒアリングによる情報収集に加えて、本調査において第3条(8)に記載したパイロットプロジェクトとして学生のインターンシッププログラムを実施し、パイロットプロジェクトへの日モ層からのニーズ、実施への課題や障壁の洗い出し、プロセスの検討、開発効果、支援アプローチの実現可能性の検討を行う。実施に際して、JICAの国内機関やモンゴル日本人材開発センターをはじめとする関連機関との連携、情報共有を十分にする。パイロットプロジェクト実施を通じて得られた教訓は報告書にまとめ、提言に反映させる。

(3) 現地教育機関及び関係者からのヒアリングと検討

モンゴル国内での工学系高等教育を担う主要な高等教育機関及びそれを所掌する教育科学省高等教育局の関係者に聞き取りを行う。加えて、各学校間でパイロットプロジェクトを実施にあたり適切な参加学生の人数配置を検討する。検討にあたっては、各学校の学生の知識、技術レベル、専攻科、受入先企業ニーズとのマッチング度合い等に留意する。

(4) 国内受入企業・自治体⁷からのヒアリング

本邦就労には受入側企業のニーズがあることが前提であり、また就労者のスキルアップにおいて受入企業が担う役割が大きいことから、受入企業からのヒアリングを実施し、具体的なニーズを基に支援アプローチを検討する。また外国人就労者の受入及び生活基盤の整備においては、自治体が担う役割も大きいため、自治体からもヒアリングを実施する。

(5) 関連調査の結果の活用による効率的な調査の実施

工学系人材育成や外国人受入制度に関する JICA の協力の方向性については、先行する調査内容と共通する部分も多い。また広範な分野を対象にするとモンゴル国の人材受入に関して先行調査も存在する。代表的な調査を第3章2(4)配布資料/公開資料等に記載するが、これら類似領域の調査を活用し、効率的な調査実施、提言、支援アプローチ導出に努める。またその観点から、本調査では日本国内の在留資格制度は前提条件とし、制度設計に関しては調査及び提言対象としない。

第6条 報告書等

調査実施期間中に(1)～(6)の報告書等を提出する。

報告書等	提出時期	記載事項	言語/形式/部数
(1) インセプションレポート	2024年5月	調査の背景、調査の目的、調査の実施方針、調査の内容と実施方法、作業計画、調査団員の構成と各団員の担当作業及び作業期間	・和文(ワード形式、電子データ) ・英文要約(ワード形式、電子データ)
(2) プロGRESSレポート①	2024年12月下旬	調査結果の成果中間報告等。2025年夏に実施するパイロットプロジェクトの実施計画を含める。また、レポート冒頭に要約をまとめ記載する。英文要約の内容は、JICAと協議して決定する。	・和文(電子データ) ・英文要約(ワード形式、電子データ)
(3) プロGRESSレポート②	2025年10月上旬	調査結果の全体成果等。2025年夏に実施するパイロットプロジェクトのフォローアップ内容及び2026年夏のパイロットプロジェクトの実施計画を含める。また、レポート冒頭に要約をまとめ記載する。英文要約の内容は、JICAと協議して決定する	
(4) プロGRESSレポート③	2026年10月下旬	調査結果の全体成果等。2026年夏に実施するパイロットプロジェクトの実施報告を含める。また、レポート冒頭に要約をまとめ記載する。英	

⁷ 過去に自治体との共同実績があれば、その教訓と本件への活用についてプロポーザルで提案すること。可能な範囲で具体的な自治体名称や取り組み内容も端的に記載すること。

		文要約の内容は、JICAと協議して決定する。	
(5) ドラフトファイナルレポート	2027年1月上旬	プログレスレポート①～③で報告する内容を踏まえて、ファイナルレポートのドラフト版を提出する。また、レポート冒頭に要約をまとめて記載する。	
(6) ファイナルレポート	2027年2月26日	ドラフトファイナルレポートに対するJICAコメントを修正のうえ、最終化・提出する。また、レポート冒頭に要約をまとめて記載する。	<ul style="list-style-type: none"> ・和文（製本5部、電子データ、CD-R2枚） ・英文（簡易製本5部、電子データ、CD-R2枚）

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	類似するインターンシッププログラム運営実績を踏まえた、本件に対する示唆	第4条 パイロットプロジェクト(1)
2	目的とアプローチ案(検証仮説)に沿ったパイロット事業の実施と検証方法の提案	第4条 パイロットプロジェクト(2)
3	効率的、効果的な実施のための現地の実施体制	第4条 パイロットプロジェクト(7)①
4	学生と受入先本邦企業のマッチング率を高める工夫	第4条 パイロットプロジェクト(7)②
5	自治体との協業経験と本件に対する示唆	第5条 調査実施の留意事項(4)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：産業人材育成、外国人材受入支援

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

業務開始	2024年4月	
第1回インターンシップ		2025年7～8月のうち3週間程度
第2回インターンシップ		2026年7～8月のうち3週間程度
契約終了		2027年3月

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約 24.00 人月

2) 渡航回数を目途 全 11 回

なお、この回数は目途であり、これを超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、モンゴルの現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ・パイロットプロジェクトの渡航準備（第2章第4条（7）③）
- ・パイロットプロジェクトの渡航前研修（第2章第4条（7）④）

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

特になし

2) 公開資料

- ・2030/40年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み調査・研究報告書
(https://www.jica.go.jp/jica_ri/publication/booksandreports/20220331_01.html)
- ・全世界 日本センターによる外国人材関連事業の企画・実施支援業務ファイナルレポート
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000047707.pdf>)
- ・ウズベキスタン国 日本での就業機会を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/search/detail;jsessionid=2F1EF18CD7E8F0BFDE97490D3A6A2A71?method=detail&bibId=1000047559&bsCls=0>)
- ・JICAの外国人材受入れ・多文化共生社会構築支援の取組

(https://www.jica.go.jp/activities/schemes/multicultural/_icsFiles/afieldfile/2023/12/08/multicultural_20231020_2.pdf)

・ JICA 国内機関が実施している各種調査（JICA 筑波「モンゴル介護パイロット事業（モンゴル）」含む）

（５）対象国の便宜供与

特になし。省庁等とのアポイントメント取付については、必要に応じて現地事務所または本部担当者に対して便宜供与依頼をすることができます。

（６）安全管理

渡航措置や現地での行動制約等はありません。しかし現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所や在モンゴル日本国大使館を通じて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分行ってください。なお、現地業務に先立ち外務省「旅レジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（１）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案しま

す。

- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

88,216,000円（税抜）

なお、定額計上分 42,880,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	渡航前研修	第2章 特記仕様書案 第4条パイロットプロジェクト(7)④	7,200,000円	渡航前研修（ビジネスマナー、日本語）	再委託費（現地再委託費）
2	渡航手配（パイロットプロジェクト参加者、引率者、受入企業）	第2章 特記仕様書案 第4条パイロットプロジェクト(7)③⑤⑥、(8)	33,880,000円	・学生40名分（国際航空券の半額、国内宿泊費、国内移動費） ・引率教員6名分（国際航空券、国内宿泊費、国内移動費、海外旅行保険、査証申請費用） ・16名分（8社×1名×2年）（国際航空券、現地宿泊費、現地移動費、海外旅行保険）	再委託費（現地再委託費）
3	日本国内出張旅費	第2章 特記仕様書案第4条パイロットプロジェクト(7)⑤	1,800,000円	コンサルタント国内出張18回（3地域×3回（事前準備、開始時、修了式）×2年）	国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)